

第3回建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会、2月18日に開催

社保適用促進、一人親方対策方針示す

CCUSで活用できる帳票を公表



建設業振興基金は2月28日、CCUSから活用できる閲覧・CSVファイル・エクセル帳票について、下記のような対応表を公表しました。

閲覧・CSVファイル・エクセル帳票 対応表

帳票NO	帳票名	閲覧画面	CSV	エクセル帳票
1-1	技能者情報	●	●	●
1-2	所属技能者一覧	●	●	●
1-3	所属技能者統計情報	●	●	●
1-4	施工体制登録技能者一覧	●	●	●
2-1	就業履歴(月別計)	●	●	●
2-2	就業履歴一覧(月別集約)	●	●	●
2-3	就業履歴(月別カレンダー)	●	●	●
2-4	就業履歴一覧(月別カレンダー)	●	●	●
3-1	事業者情報	●	●	●
3-2	下位事業者一覧	●	●	●
3-3	施工体制登録事業者一覧	●	●	●
4-1	現場・契約情報	●	●	●
4-2	自社に関する現場一覧	●	●	●
安全書類NO	安全書類名	閲覧画面	CSV	エクセル帳票
AZ1	施工体制台帳	/	/	●
AZ2	工事業所災害防止協議会兼施工体系図	/	/	●
AZ3	施工体制台帳(工事担当技術者)	/	/	●
AZ4	下請負業者編成表	/	/	●
AZ5	再下請負通知書(変更届)	/	/	●
AZ6-a	作業員名簿	/	/	●
AZ6-b	作業員名簿(社会保険加入状況について組込版)	/	/	●
AZ7	社会保険加入状況	/	/	●

社保推進処遇改善協議会開催

◆社会保険適用をさらに推進

国交省は2月18日、業界団体・関係行政で構成する第3回建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会を開きました。

土地・建設産業局の青木由行局長は、「CCUSが次の歩みの一つの鍵を握っている」とし、若者から選んでもらえる建設業界になるため、前近代性との決別が必要だと発言し、社保加入確認強化の方針を打ち出しました。

◆建設業許可

10月から作業員名簿必須へ

いままでも作業員名簿の社保欄を確認し、社保未加入者は理由がない限り現場入場を認めない取り扱いとしてきています。

昨年の改正建設業法施行により、社保加入が建設業許可・更新の要件(5人未満個人事業所は例外)となり、10月から作業員名簿が施工体制台帳の書類の一つとなります。

CCUS活用による作業員名簿により、労働者の社保加入・未加入情報の真正性が向上し、適用促進(土建国保+厚年の摘除除外)による処遇改善をすすめる必要があります。[職域・賃対]

建設産業に従事されているみなさん



◆社保加入ガイドラインを改正 10月

同会は、CCUSにより作業員名簿作成がすすむとし、社保未加入者の確認を強化するため「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」を10月に改定するとしています。

◆偽装請負の一人親方解消へ 検討会設置

雇用であるべき従事者の「一人親方」化抑制も取り組む方針で、社保適用逃れや消費税課税仕入対策を目的にした「一人親方化抑制対策に関する検討会」が設置されます。

職種ごとの一人親方化の実態把握、偽装請負をまねかないよう一人親方の基準の明確化を課題とし、2020年度中に実効性ある対策を取りまとめます。

さらに、法定福利費を行き渡らせるため、見積書・請負代金内訳書への法定福利費内訳明示を徹底するとしています。[社保・労対]

特定技能外国人登録について

建設業振興基金は2月27日、在留資格「特定技能1号」がCCUSに登録できるよう、システム改修が完了し、3月より可能となると公表しました。他の在留資格（技能実習、特定活動等）で技能者登録してきた場合は、変更申請し「特定技能1号」にします。

◆変更申請はログインして行います。

<https://www.mobile.ccus.jp/#/gcm/O1/O17>

◆特定技能制度全般の確認は下記。

国土交通省 土地・建設産業局 HP

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000118.html

能力評価団体が推進協議会を設立 レベル判定手数料は3000円予定

◆能力評価団体が協議会を3月に総会

CCUSを活用した建設技能者の能力評価制度が2020年度からスタートすることから、各能力評価実施団体は、統括的な役割を担う協議会を立ち上げます。

3月下旬に「能力評価制度推進協議会」の設立総会を開催し、会長・副会長を選出した上で、新年度から事業運営を開始します。

◆各能力評価団体が協力して事業運営

同協議会は、レベル判定システムの効率的な運用や各団体の事務負担軽減のため、建設事業者（技能者）からの評価手数料徴収やレベル判定システム保守費用、CUSとの連携費用などの必要経費負担、能力評価実施のための事業運営を統括します。

運営上の損失は、協議会規約にもとづき各団体で負担します。

◆判定3000円、カード更新1000円の予定

レベル判定の試算結果による費用負担が検討され、全職種・全レベル一律で判定手数料は3000円、カード更新料（再発行）1000円とあわせて協議会が徴収し、各種運営経費に充てる予定です。

管理者ID利用料、これまで無料の優遇が一部終了

CCUSの事業者登録申請時に自動付与されるIDは、4月1日以降の事業者登録料とは別に2,400円/年の管理者ID利用料が請求されます。

3月末までに登録が完了すれば1年間、無料となるので、事業者登録は早めの手続きをおすすめします。

無料を継続するID種類もあるので、詳細は基金のHPを参照してください。

(シーキャス)

CCUS(建設キャリアアップシステム)の相談も、東京土建へ

2019年4月からCCUSの本格稼働がはじまり、大規模現場を中心にカードリーダーの設置と就労履歴の蓄積が始まりました。ゼネコンは事業者・技能者登録を強力に推進しています。優良職長やスーパー職長など、ゼネコン独自の手当制度CCUS登録が条件になってきます。各業種の専門工事団体による技能評価の基準づくりも進んでいます。CCUSで建設業界は大きく変わろうとしています。事業者・技能者登録のご相談も東京土建にお寄せください。



建設キャリアアップシステム
Construction CareerUp System
東京土建は認定登録機関となり
組合員の登録・相談をサポートしています